

## 令和3年8月11日からの大雨により被害を受けられた皆さまへ

令和3年8月11日からの大雨により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。  
一日も早い復旧と、皆さまの安全をお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域のご契約者さまを対象に、以下のとおり特別取扱いを実施いたします。

※災害救助法適用地域につきましては、内閣府ホームページの[「災害救助法の適用状況」](#)をご参照ください。

### <特別取扱いの内容>

#### 1. 保険料の支払いが一時的に困難な方へ（保険料払込猶予期間の延長）

お申し出をいただいた場合、保険料の払込み期限を延長し、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込を延長した保険料については、2022年2月28日までに  
支払いいただく必要があります。

※保険料のご相談は、[各種手続きに関するお問合せ窓口](#)まで。

#### 【ご注意ください】

- ・[保険料の免除ではありません。](#)
- ・期日までにお支払いいただけない場合は、ご契約が効力を失う、もしくは保険料自動振替貸付適用となります。

#### 2. 各種手続きを迅速に進めたい方へ（必要書類の一部省略）

保険金・給付金、契約者貸付金のお手続きの際、お申し出により必要書類を省略する等、簡易にお取扱いする場合がございます。

※保険金・給付金関連のご相談は、[保険金・給付金に関するお問合せ窓口](#)まで。

※契約者貸付金のご相談は、[各種手続きに関するお問合せ窓口](#)まで。

詳細につきましては、以下までお問合わせください。

以上

<お申出先・お問合せ先>

- 各種手続きに関するお問合せ窓口

**0120-506-094**

《受付時間》月曜 ～ 土曜 9：00－18：00（日曜・祝日・年末年始休み）

- 保険金・給付金に関するお問合せ窓口

**0120-506-053**

《受付時間》月曜 ～ 土曜 9：00－18：00（日曜・祝日・年末年始休み）